

富山市民プール中央監視装置等 更新業務委託提案競技実施要領

1 業務目的

富山市民プールは、2000年富山国体に合わせ建設された大規模プールであり、大会開催等による競技力向上のほか、市民の健康増進の場として多くの市民に利用される施設である。

しかしながら、建設から19年を経過し、空調や水温調整を行う設備のほか、それらを監視しながら自動制御するシステムが耐用年数を経過している。

また、中央監視装置のパソコンのOSが古く、システムの通信方式が移行しており、今後、動作不良を引き起こす恐れがあることから、更新を行うものである。

本業務委託では、最新の機能を有するほか、利便性と経済性等が要求されるとともに、優れた技術と創造性、独創性を最大限活用するため、設計及び更新を一体とした技術提案を広く求めることができる「公募型提案競技方式」（以下「プロポーザル」という。）により、企画提案を募集し、技術力、発想力等が最も優れたものを候補者として選定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

富山市民プール中央監視装置等更新業務委託

(2) 業務内容

富山市民プール中央監視装置等（以下、「中央監視装置等」という。）更新業務委託プロポーザル要求水準書（以下「要求水準書」という。）に示す、中央監視装置等の設計、更新及び運営サポートに関する技術提案を対象とする。

(3) 業務履行期間

契約締結日から平成31年2月28日まで

なお、中央監視装置等の搬入、更新及び調整については、平成31年2月12日から同月25日までを予定しています。

(4) 提案限度額

40,000千円

（中央監視装置等の設計、制作、更新にかかる金額の限度額とし、消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

この事業に参加できる事業者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 富山市競争入札参加資格者名簿登載者であること。

なお、入札参加資格が無い場合は、7月17日（火）までに富山市競争入札参加資格者名簿の登録を行うこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(3) 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 会社更生法に基づく更生または更生手続き、民事再生法に基づく再生または再生手続き等を行っていないこと。

(5) 本業務のプロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次に規定する資本関係または人事関係のいずれにも該当しないこと。

① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子

会社が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定または会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）

- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）
- ③ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生手続中の会社である場合を除く。）
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法または民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

4 履行に必要な要件

本業務の再委託や権利義務の譲渡は認めない。ただし、あらかじめ再委託や権利義務の譲渡に関する内容を明らかにした書面により、所管課と協議を行い、承諾を得た場合はこの限りでない。

5 スケジュール（予定）

内 容	日 程
① 公募開始	平成30年7月 9日（月）
② 実施要領等の配布期間	平成30年7月 9日（月）午前9時～ 7月23日（月）午後5時
③ 参加表明書の提出期限	平成30年7月23日（月）午後5時
④ 質問書の受付期限	平成30年7月24日（火）午後5時
⑤ 参加資格確認通知及び 提案書提出要請書の送付	平成30年7月27日（金）
⑥ 質問書への回答期限	平成30年7月27日（金）
⑦ 提案書の提出期限	平成30年8月 3日（金）午後5時
⑧ ヒアリングの実施	平成30年8月上旬～中旬
⑨ 選考結果の通知	平成30年8月中旬

なお、上記の日程に変更がある場合は、あらかじめ提案者に連絡します。

6 参加表明書

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり「参加表明書」（様式1）を提出すること。なお、中央監視装置等の機器供給を受ける場合は、その機器供給者の承諾書（様式任意）を添付すること。

（1）提出方法

持参、または郵送

（2）提出期限

平成30年7月23日（月）午後5時

* 持参の場合は、土曜日、日曜日または祝日などの閉庁日を除く午前9時から午後5時までとします。

* 郵送の場合は、提出期限当日の消印を有効としますが、送付後に電話にて連絡をしてください。

（3）提出先

〒930-8510 富山市新桜町7番38号 市役所東館3階

富山市民生活部スポーツ健康課 （電話：076-443-2139）

（4）参加資格（提案資格）の確認通知

① 参加表明書を提出した者には、平成30年7月27日（金）までに、参加資格（提案資格）の可否について、文書にて通知します。そのうち、提案資格が確認された者に対して、提案書の提出要請を行います。

② 参加資格確認通知にて、参加資格がある者について、プロポーザルの参加を辞退する場合は、

辞退届（様式任意）を（3）の提出先まで持参または郵送すること。

7 質問書

募集内容に関する質問がある場合は、「質問書」（様式2）で受け付けます。指定した期間内に、電子メールにて提出してください。それ以外の方法による問い合わせには一切応じませんので、ご了承ください。

（1）質問書受付期限

平成30年7月24日（火）午後5時

（2）質問書受付アドレス

sports-01@city.toyama.lg.jp

なお、メールの件名の文頭に「(中央監視装置質問)」と記載すること。

（3）質問書への回答方法

平成30年7月27日（金）までに質問を行った者の法人名称等を伏せた上で、提案書提出有資格者すべてに富山市から電子メールにて回答します。

8 提案書の提出

（1）提出方法

持参または郵送

（2）提出期限

平成30年8月3日（金）午後5時

* 持参の場合は、土曜日、日曜日または祝日などの閉庁日を除きます。

* 郵送の場合は、提出期限必着とし、一般書留にて送付してください。

（3）提出先

6（3）と同じ

（4）提出書類

①企業概要（様式任意）

提案者企業の沿革、組織など

②提案書

ア 同種・類似業務実績調書（様式A）

・ 提案者が過去5年以内に受託した同種・類似の業務について、次の区分ごとに実績を最大3件まで記載してください。

a 長期的（5年以上）に公開されることを目的として設置した監視装置等

b 臨時的に公開されることを目的として設置した監視装置等

イ 配置予定技術者（責任者）調書（様式B）

本業務に従事する予定の責任者、技術担当者の経歴等について、記載してください。なお、中央監視装置等の機器供給を受ける場合は、機器供給者の担当者もあわせて記載してください。（最大5名まで）

ウ 業務執行体制（様式C）

各担当者や執行体制を具体的に記載してください。なお、中央監視装置等の機器供給を受ける場合は、機器供給者の担当者もあわせて記載してください。

エ 業務実施工程表（様式任意）

本業務の実施について、工程表（平成30年8月から平成31年2月末まで）を作成してください。

工程表の作成にあたっては、次の条件を満たすこと。

- ・実施する業務を区分すること。
- ・中央監視装置等の搬入、更新及び調整については、平成31年2月12日から同月25日まで（予定）とすること。
- ・業務の工程表に、業務の進捗管理の方法や体制を明記すること。

オ 業務提案書（様式任意）

提案書の記載事項は、要求水準書に基づき、作成するものとし、次の項目について記載すること。

<提案項目>

- 中央監視装置等の更新等に関する提案
- 映像監視・自動監視システムに関する提案
- 中央監視装置等の運営に関する提案
- 独自提案

③見積書（様式任意）

ア 全体見積書

機器や更新などの業務項目ごとに明記すること。

イ 見積明細書

業務項目別の内訳及び機器別の内訳を明記すること。

なお、見積書の作成にあたっては、「要求水準書の3業務仕様（3）②～⑤」に要する費用を除くこと。また、提案限度額を超える金額を提出された場合は失格となります。

(5) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

(6) その他、作成上の留意事項

用紙は日本工業規格A4版またはA3版を使用し、横書き（カラー可、イラスト・写真可）、使用する文字は10.5ポイント以上とし、左綴じ（A3版を使用した場合は中折）のうえ、提出書類①～③を通して、ページ番号を付してください。なお、(4)②オ「提案項目」については、明記指示のある図等を除き、各項目（a～e）ごとに3枚以内としてください。

また、「富山市民プール中央監視装置等更新業務提案書」及び「提案者の名称等」を記載した表紙を付け、左端をホッチキス等でとめてください。

9 選考委員会によるヒアリングの実施

提出された提案書をもとに、選考委員会によるヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施します。

(1) 実施期日

平成30年8月上旬～中旬

なお、時間及び場所は別途通知します。

(2) 実施方法

提案者1者につき、15分（プレゼンテーション10分、質疑応答5分）以内（予定）

なお、時間については、別途通知します。

(3) 留意点

- ・プレゼンテーションは提案書に記載した内容のみとし、それ以外の資料の配布は認めない。
- ・スクリーン、プロジェクター等は、本市で用意するが、それ以外の必要な資機材等は提案者が用意すること。
- ・説明員の人数は5名以内とします。ただし、中央監視装置等の機器供給を受ける場合は、機器供給者を説明員として、認めます。

10 選定方法・結果の通知

(1) 事業者の選定方法

選考委員会を開催し、提案書類やヒアリングによる審査を行い、総合的に評価し、選定します。

(2) 評価項目及び配点

別表「提案書評価採点基準表」のとおり。

(3) 選定結果

選考委員会の評価の結果については、提案者すべてに特定（非特定）結果を文書で通知するとともに、富山市ホームページでも公表します。

11 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの。
- (2) 提出書類に記載すべき事項に不備があるもの。
- (3) 提出書類に虚偽、違法行為等の内容が記載されているもの。
- (4) ヒアリング時に提案書類の追加資料を提出したとき。
- (5) ヒアリング時に提案者の担当者以外の者が出席したとき。ただし、中央監視装置等の機器供給を受ける場合は、機器供給者の出席を認めます。
- (6) 参加表明書の提出者が「3 参加資格」に定める要件を満たさなくなったとき。
- (7) その他選考委員会が不適格と認めるとき。

12 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提案書等の提出後の修正または変更は、一切認めません。
- (3) 提案書類に記載された担当者の受託後の変更は、原則として認めません。
- (4) 提案書等の著作権は提案者に帰属します。ただし、富山市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 提案書の作成、提出、ヒアリングに要する一切の費用は、提案者の負担とします。
- (6) プロポーザルの実施に関する説明会等は実施しません。

13 添付資料

- (1) 様式1及び2
- (2) 様式A～C
- (3) 別表「提案書評価採点基準表」